

多々良沼公園案内図

TATARANUMA PARK INFORMATION

県立多々良沼公園の利用について

公園内では次のことをするときは公園管理者（群馬県）の許可や届出が必要です。

- 1 販売行為
- 2 チラシなどの配布
- 3 募金
- 4 写真・動画の撮影や撮影会（個人で楽しむものは除く）
- 5 イベント等の催しもの
（オリエンテーリングやウォーキング大会など）
- 6 特定の利用者が公園を独占して利用すること

また、次のことは法律や条例で禁止されています。

- 1 公園を汚したり、ゴミを捨てたり、施設を壊すこと
- 2 動物や植物の採取、持ち込み、傷つけること
（魚釣り、ペットの散歩は除く）
- 3 公園の土地を掘ったり盛土したりすること
- 4 広告（看板やポスターなどの設置や掲示）
- 5 火を使うこと（バーベキュー・喫煙を含む）
（公園内・駐車場はすべて禁煙です）

○水辺、斜面、ヤブなどに近づくと、思わぬ危険があるかもしれません。十分注意して利用してください。

○公園内の道路は歩行者優先です。

○マナーを守って楽しく利用しましょう。

問い合わせ

県立多々良沼公園管理事務所

（ボランティアセンター内）

館林市松沼町 30-10

電話 0276-56-9978

守ろうね。

